

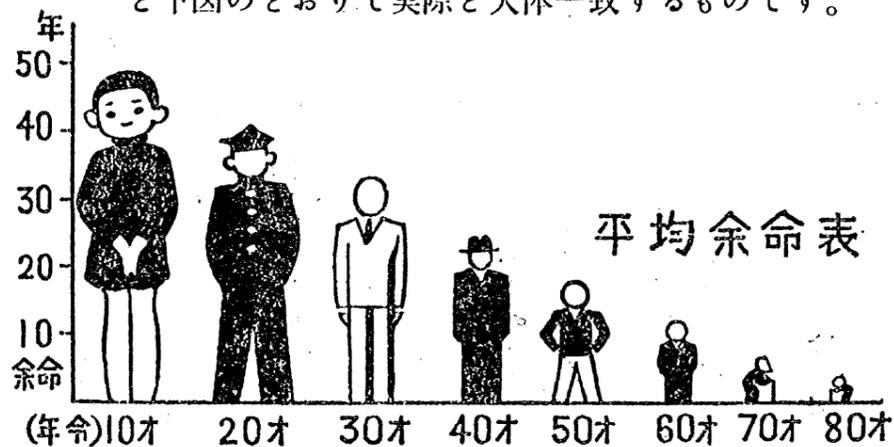
Title	戦後における工業労働事情の研究：東京地方機械工業を事例として
Sub Title	A study of the labor affairs in post-war industry : the case of machinery industry in Tokyo area
Author	森, 五郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.11 (1951. 11) ,p.627(1)- 670(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19511101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19511101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

人は何年生きられるでしょう?

人間の寿命は健康と運命とによりある程度左右され、いつ死ぬか判りませんが永い間の統計によると下図のとおりで実際と大体一致するものです。



余命についての不安を解決する唯一の道は当社の理想の保険を御利用願って先づ安心の上皆様方自身が健康に充分御注意なされることが第一です。



生命 田代

戦後における工業労働事情の研究

—東京地方機械工業を事例として—

まえがき

本稿は本誌三・四月合併號に所載した「東京地方における機械工業労働事情の研究」の續稿であるが、(叙述の便宜上、前稿とは一應獨立した形をとつた)その窮極の目的とするところは、戦前の我國における工業労働關係が謂ゆる半封建的性格を帯びているとされてきたのに對して、戦後の民主的諸改革及びその他の社會經濟的諸條件の變化は、我國工業労働關係の性格の上如何なる變化をもたらしたであろうかという戦後工業労働の基本問題を明かにすることにあり、しかし本稿では、この目的のため一つの資料的研究として、東京地方における機械工業の労働事情(労働力及び労働條件の諸事情)を實證的に調査整理し、一先ず戦前との比較において戦後の變化と特徴とを見出そうとするものである。従つてそれはあくまで工業労働事情の實證的な調査の整理にとどまり、そこから惣卒に戦後工業労働の性格を論定することは暫く差し控えた。

なお本研究に主として用いた資料について一言すれば、戦後における工業労働の性質が一應確定したのは後述のように二十三年—四年頃と見られるから、本研究では東京労働基準局の好意を得て、同局作成の二十三—四年度の「労働者給與月報」及び同月報の原資料となつた數百の工場の「労働者給與調査票」によつて、概括的な調査を行い、特に同調査中機械工業部門に屬する約戦後における工業労働事情の研究

森 五 郎

二百の事業場の原表にもとずいて、我々の手で作成した二十三年八月分と二十四年八月分との比較資料、及びそれらを主要品種別（原動機、電気機器、産業機械、車輛—自動車、鐵道車輛—精密機械、自轉車）従業員數別に整理し、右のうちから百十社を標本抽出して、それについてかなり詳細な書面調査を行ったもの（回答回収五十四工場、内使用し得たもの五十工場）が本研究の中心資料である。なおこれ以外に、同局の若干の特別調査資料、東京都労働局の諸資料及び若干の工場について我々が行った實地調査資料などを主な補助資料として用いた。ここに附記して、これらの資料を提供され或は調査に協力して頂いた東京労働基準局關係官その他の方に謝意を表す次第である。

一 戦後における東京地方機械工業の變化と特徴

我々は本研究のテーマである戦後東京地方機械工業の労働事情について研究するには、先ず豫め戦後における東京地方機械工業の變化と特徴とを明確にしておく必要があるから、労働事情研究に必要な程度においてこの問題を一應述べなくてはならない。

さて我々は前稿において、戦前の東京地方機械工業の概要として次の四點について要約した。すなわち、(1)東京地方工業労働力の全國における量的地位、(2)東京地方工業構成の特徴、(3)東京地方工業全體及び機械工業の經營規模の特徴、(4)東京地方機械工業を構成する品種別特徴、である。故に我々は本稿ではこれら四點につき戦前と戦後とを比較すると共に、併せて生産形態の戦後の特徴をも明かにしたい。

(1) 戦後における東京地方工業労働力の全國的地位 準戦經濟化に始まる我國産業構成の重化學工業の比重の増大は、敗戦に伴う軍需工業の解體縮少を反映してどのような量的變化をおこしたかを要約するに、

(1) 總理廳調査統計によれば昭和二十二年の全國製造工業従業者數の主要地方分布は下表の如くであつて、東京地方への工業労働力分佈が依然第一位であること、（これは畢竟我國工業構成が、敗戦による變化にも拘らず、戦時に達成された重化學工業特に機械工業優位の構成に定置されたことにもとづくものと見られる。——表二参照）

(表1) 昭和22年主要地方別製造工業従業者數

東京	525,542人
大阪	494,353
愛知	380,509
兵庫	308,199
神奈川	239,765
福岡	216,345
静岡	206,674

(註) 總理廳調「産業分類別人口統計」

(2) 戦後における東京地方工業構成の特徴 右のように戦後の東京地方工業労働力は、概して昭和十二、三年頃の集中度を示しているのであるが、しかしこのように全國工業労働力の十五%を占める東京地方の工業は、如何なる工業種別構成を示し、特に機械工業の占める比重は如何なる特徴をもつていのである

(2) 戦後における東京地方工業構成の特徴 右のように戦後の東京地方工業労働力は、概して昭和十二、三年頃の集中度を示しているのであるが、しかしこのように全國工業労働力の十五%を占める東京地方の工業は、如何なる工業種別構成を示し、特に機械工業の占める比重は如何なる特徴をもつていのである

(表2) 工業各業種別労働力比率の推移

	昭和5年	12年	16年	22年
金屬工業	5.2%	10.8%	11.1%	11.2%
機械器具工業	10.9	21.2	37.6	31.1
化學工業	7.6	11.4	10.3	12.9
ガス、電気、水道	0.6	0.4	0.4	0.8
窯業、土石業	3.7	3.8	3.6	4.3
紡織工業	51.1	33.5	21.4	17.4
織材、工業	3.6	3.7	4.6	11.1
製食品工業	8.7	6.6	5.7	6.0
印刷製本業	3.4	2.4	1.7	1.4
その他	5.2	6.2	3.6	3.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0
労働者實數	1,777千人	3,266千人	4,524千人	2,760千人

(註) 東洋經濟新報社作成のもの（「日本經濟年報第六十九集 66~67頁」）

うか。(表三参照)

右の表から戦後東京地方工業構成の特徴を、主に機械工業を中心として見れば、(1)東京の工業労働力は総数としては十三年に比べ約十萬人(約二〇%)の増加を示していること、(2)全国工業構成との比較においては、戦後の全国における重化学工業の比率が四六・〇%であるのに対して、東京は六二・二%を占め、特に機械工業では全国で一九・六%に對し、實に三八・八%に達し、斷然東京地方工業における支配的地位を確保していること、(3)東京地方工業構成の戦前、戦後の比較においては、(イ)東京における重化学工業の比率は戦前に比べ少々低下しつつも、なお支配的な比重を占めていること(六二・二%)、(ロ)殊に機械工業の比率は四七・七%から三八・八%に低下しつつも、依然群を抜いて第一位を確保していること、(ハ)これを總括的に見れば、前稿で指摘した戦前の東京地方工業構成の特徴で

(表3) 東京地方工業構成の戦前、戦後及び全国比較

	13年		25年5月		23年全国 従業員数 %
	労働者数	%	労働者数	%	
金屬工業	76,713	14.7	71,023	11.5	12.0
機械器具工業	247,777	47.7	239,649	38.8	(46) 19.6
化學工業	51,917	9.9	73,845	11.9	14.4
窯業及土石業	9,717	1.9	13,895	2.4	4.0
紡織工業	46,468	8.9	41,810	6.7	18.3
製材及木製品業	9,405	1.8	20,914	3.4	12.5
食料品工業	13,665	2.6	41,018	6.6	8.0
印刷及製本業	25,179	4.8	47,221	7.6	1.7
その他	37,801	7.6	53,176	8.6	7.3
ガス、電気、水道	844	0.1	13,988	2.5	
計	519,486	100.0	616,539	100.0	100.0

(註) (1) 13年は「工場統計表」による
 (2) 25年5月は東京基準局「適用事業場数及び労働者数調」による。(本調査は年一回行われ、25年12月現在となつてゐるが、資料蒐集は概ね4~5月頃に行われ、集計補正などのため発表が12月となつてゐる)
 (3) 23年全国は10月臨時國勢調査によるもので、別に修理業を含むため、計100%にならぬものと思われる。

(表4) 戦後工業経営規模の全国・東京・同機械工業の比較

	10人未満 工場数	50人未満	100人未満	500人未満	500人以上
全国	%	98.4%	0.8%	0.7%	0.1%
東京	95.2		2.7	1.9	0.2
東京 機械	(67.1 27.9) 94.5 (63.8 30.8)		3.2	2.0	0.3

(註) (1) 全国は23年度工業統計速報による5人以上の事業場のもので5人以下の事業場数が22年度の總理廳調査で80%となつてゐるから、これにもとづいて換算した。
 (2) 東京及び東京機械は25年東京労働基準局「適用事業場数及び労働者数調」によるから、一應5人未満も含まれるが、50人未満経営の報告提出率は約80%に過ぎないため、50人未満の比率が若干低くなつてゐる。これを換算すれば概ね97%になると推定される。

(表5) 経営別従業員数の推移

	設立 年次	昭和 10年頃 人員	戦時 最高時 人員	戦後 最高時 人員	現在 (25年7月) 人員	
					昭和 10年頃 人員	昭和 10年頃 人員
原動機	S社 T T	昭17	71	1,950	134	90
		昭43	—	1,271	430	208
電気機器	T N S H M I	昭14	—	270	238	149
		昭14	—	120	35	22
		昭11	372	4,450	384	78
		昭18	—	60	137	104
産業機械	K A H N I	昭15	81	85	135	92
		昭17	—	436	153	132
		昭18	—	1,350	258	220
		昭11	—	74	62	37
自動車	A N C	昭7	—	125	108	108
		昭14	60	4,500	500	116
精密	N	昭6	300	4,546	2,147	1,622
		昭14	—	59	50	23
自轉車	N S K	昭10	50	283	145	86
		昭8	170	308	149	149
		昭10	290	1,108	330	270

(註) 本表は我々の行った五十社の書面調査表中から任意抽出により作成した

ある機械工業の支配的優位性が依然貫かれ、ただ若干の平均化を示したこと、などが指摘出来る。これを要するに、戦後においても東京地方工業における機械工業の地位は、全国的に見ても、戦前との比較において見ても一貫した優位性と支配性を示しており、ただこれが戦時及び戦後の諸條件の下に、若干地方分散化と平均化に伴う比重の低下を示したというに止まる。

(3) 戦後における經營規模の特徴 東京地方工業構成は右のように戦前から機械工業が支配的地位を確立し、戦後もこれを貫いているが、これを従業員數區分による經營規模別比率として見れば戦後には如何なる特徴が認められるであろうか。(表四参照)

右の二表から戦後の經營規模に關する特徴を要約すれば、(1)五〇人未満の經營が壓倒的であることは、全國、東京共に戦前と同様であり、従つて依然東京地方機械工業の生産形態の多様性を示し、そのことは労働力の性質の多様な構成を必至化する特徴をもつこと、(表四) (2)しかし、戦前との差異としては、戦時中には小から大への急速な集中があり、戦後には巨大から大への中への顛落が見られたこと(表五)、などである。そのことは戦前に比べ、單純に經營規模から生産形態を類推し難い複雑な様相を附加しており、それは明かに戦後の特徴と言える。故に我々は、進んで生産形態について若干の考察をしなければならぬ。

(4) 戦後における生産形態の特徴 近代の生産形態には周知のように、間屋制家内生産・マニファクチャ・機械的工場生産などの歴史的諸形態があり、また機械的工場生産形態と言つても、その後の労働手段の質量的發達にもとずいて個別生産方式、組別生産方式、連續生産方式の諸形態がある。そして機械工業について言えば、その内部生産工程として鍛鑄造などの材料工程、部品加工工程、組立工程の三主要工程をもつており、これが右の三生産形態及び三生産方式と夫々結びつくのであるから、現實の機械工業經營の生産形態は著しく複雑多様であると言つてよ

う。ところで戦前の我國機械工業の場合について見るに、それは業種によつて注文生産を主とする場合(各種産業機械、特殊電氣機器、特殊原動機など)と商品生産を主とする場合(標準電氣機器、計器、自動車、自轉車など)とで自ら相異があり、

前者は概ね個別生産方式をとり、しかも加工工程では個別的機械生産が一般であるが、材料、組立工程では部分的に機械で充用されるだけで中心はむしろマニファクチャであることが通例であるし、後者では概ね組別生産方式をとり、加工工程ではかなりの部分が専門機械を充用しているが、しかしかなりの部品の加工は中小經營或は零細經營に下請され、そこでは個別機械生産及びマニファクチャを主體とした加工がなされており、また組立工程は労働組織の若干の分化と局部に電氣ドライバー、などの導入があるとしても、總じて労働形態としてはマニファクチャの域を脱していないのが通例であつた。そして連續生産方式の如く自動機械と單能機械からなる機械體系をとるものは、例えばマツダの電球大量生産の如きに見られるが、しかしこれは殆ど例外的な事例に過ぎない。ただ戦時中専門機械採用の若干の促進と、タクト・システムの導入がなされ、それに伴い若干の労働組織の分化と綜合が進み、労働力の質と編制に若干の變化を見たが、それも航空機を中心とする一部大經營に限られていた。

右の如き戦前及び戦時の生産形態は、戦後如何に變化したであろうか。我々はこれを全般的總括的に窺うための資料として、次に我々の五十社調査資料にもとずき、労働力數と機械臺數、機械構成及び設備時期を對比して戦後の生産形態の變化を推定しよう。(表六参照)

次の表を分析(分析過程ここでは省略する)綜合して、戦後における生産形態の特徴を要約すれば、一應次のように言うことが出来る。すなわち、(1)戦前に比べて機械的工場制度は戦時を通じてかなりの程度の進展を示し、少くも東京地方機械工業における支配的形態になつてゐること、(2)しかしそれにも拘らず今なおマニファクチャ形態を主體とするものが少くとも二〇%を下らないこと、(3)形成された機械的工場制の生産方式を見るに、その壓倒的な支配的形態は依然個人的熟練に専ら依存する個別的生産方式であり、戦時を通じて専門機械の編入がある程度行われ

(表7) 戦前東京地方機械工業の品別構成とその全国的比率(昭.12)

	工場数	比率	労働者数	比率	全国同品種労働数との比率
總計	4,573	100%	163,172	100%	27%
原動機	49	1.0	8,199	5.0	31
(電氣機器)	(775)	(16.9)	(82,132)	(19.6)	
電氣機器(強)	289	6.3	11,105	6.7	25
通信機器	148	3.6	12,642	7.7	60
照明器具	312	6.8	6,955	4.2	37
(産業機械)	(810)	(17.9)	(20,401)	(12.4)	
化学工業用機器	93	2.0	2,637	1.6	32
印刷製本用	199	4.3	2,801	1.7	66
起重機	26	0.5	4,665	2.8	55
紡織用	79	1.7	1,921	1.1	5
(精密)	(515)	(11.3)	(27,651)	(16.9)	
工作機械	328	7.1	8,811	5.4	28
光學	70	1.5	4,102	2.5	88
計器	88	1.9	7,334	4.5	73
時計	55	1.2	8,834	5.5	80
(車輛)	(667)	(14.6)	(20,260)	(12.3)	
自動車	370	8.0	12,534	7.6	53
鐵道車輛	21	0.4	1,940	1.1	11
自轉車	257	5.6	45,290	3.2	23
五品種小計	2,816	62	108,648	67	
その他主なもの					
造船	11	0.2	4,215	2.5	5
電線電纜	70	1.5	3,052	1.8	26
銃、兵器	54	1.2	10,146	6.1	
バルブ、コック	101	2.3	2,101	2.2	29
(その他は2,000人以下)					

(註) (1) 本表は昭和12年「工場統計表」から作成
 (2) 一品種2,000人未満のものは掲出しなかつた
 (3) ただ紡織用機械、鐵道車輛は主要品種であるから参考までに掲出した

戦後における工業労働事情の研究

九 (六三五)

たが、それは體系的に生産方式を高度化する程ではなかつたこと、(4)しかし専門機械の一定度以上の充用と若干の自動機械とによる機械作業の高度化が極めて少數の場合(本調査では三工場約八%)に見られるが、しかもこの調査によればそれが戦後において始めて進められていること、などである。

(表6) 技術構成とその設備時期

	創立年次	労働者数	工作機臺数	機械構成			機械設備年次			
				モーター直結	専門機械	自動機械	昭10年以前	10~20年	戦後	
原動機	S社 T社 T	昭17 7 明43	66 179 189	80 150 1,504	38 100 1,374	16 27 400	— — —	昭10年以前 80%	10~20年 100% 70% 80%	
強電機器	S社 S社 S社 S	昭11 11 13 14	49 40 94 64	27 219 92 68	27 178 0 4	10 47 — 4	— — — —		100% 100% 100% 70%	80%
通信機・ラジオ	N社 Y社 N社 M社 T社 F社 H社 N社 I	昭14 20 19 11 14 13 18 21 13	15 45 47 53 94 169 84 129 404	6 53 29 2 87 36 20 15 338	0 22 10 1 11 2 0 2 195	0 10 4 0 2 2 0 0 61	— 3 — — — — — — 3		100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 70%	100% 80%
産業機械	N社 K社 S社 A	大昭11 14 13 15	28 61 73 98	26 51 35 46	0 9 13 25	0 6 5 1	— — — —	30	70% 100% 70% 100%	80%
精密機械	O社 C	昭22 大6	52 156	61 145	31 35	20 35	4 —	40	60	100
自動車	N社 A社 N社 T	昭13 9 12 22	86 95 166 331	23 108 42 39	5 20 20 34	0 8 1 12	— — — —		95% 100% 100%	5 100
自轉車	M社 H社 A社 N社 D社 S社 K社 M	昭10 15 22 10 5 6 15 9	17 7 37 113 187 128 207 265	12 17 26 81 354 37 113 154	0 1 2 19 82 17 37 114	0 1 0 17 47 17 37 42	— — — — 27 — — 12	100	100% 48% 70% 100% 70% 80% 80%	100% 80% 80%

(註) (1) 本表は我々の書面調査中から記述明確なものを抽出して作成した。
 (2) 労働者数には職員を含まない。
 (3) 専門機械には主としてターレット、フライス、研磨盤、ジクボローを含めた。なお外國機械は何れもこれに含めた。ボール盤にも専門機があるが、明確でないので一應除外した。

戦時中軍需品のかなり纏まつた需要の形成に應じて、中量生産方式としての組別生産方式が或る程度生産管理的に發展したことは認めてよいのであるが、しかし前述のようにこの場合の生産方式は、未だ機械體系の高度化によつて技術的に基礎づけられ確定せられるところまで達したものは極めて少かつたことが、この調査によつて實證される。

(5) 戦後における品種的特徴 戦前においても、東京地方における機械工業が東京地方の政治経済社会文化的諸條件にもとづく立地条件に規定されて、品種的に一定の特徴を有していたことについては既に前稿で指摘したところであるが、これを機械工業における各品種に分布した全国の總労働者数に對する東京地方のそれとの比率を表示すると、

(表8) 戦後東京地方機械工業の品種構成 (昭25.7)

	工場数		従業員数	
	實数	%	實数	%
計機	218	100.0	41,967	100.0
總原動機	8	3.7	1,505	3.6
(電氣機械)				
強通照	9	8.9	2,280	5.4
電信明	17	7.5	2,837	6.7
器の	8	3.7	1,440	3.4
(産業機械)				
鑽山金屬	18	5.9	1,745	6.0
用用用	8	3.7	1,630	3.9
鑽化造	17	7.5	2,685	6.4
工場設備	10	4.6	1,550	3.7
土工織	8	3.7	2,950	6.8
紡織業	7	3.2	860	2.0
農料加工	5	2.3	445	1.1
食品	13	5.9	1,445	3.4
(車輛)	1	0.4	40	0.9
自動車	24	11.1	5,300	12.6
鐵道轉	11	5.0	2,450	6.0
(精密)	13	5.9	1,615	3.8
工光計	7	3.2	990	2.3
學機	7	3.2	1,055	2.5
計時	15	6.9	2,280	5.3
ミタイライター	6	2.7	3,675	8.7
(雜)	2	0.9	520	1.2
	9	3.9	2,720	6.5

その特徴は一層明確に浮彫される。(前稿では紙数の制約上掲表しなかつた—表七参照) さて右のような戦前の品種的特徴は、戦時を経て戦

後如何に編成替されているであろうか。會ての「工場統計表」と同様な統計のない現在、右の表と對比すべき資料を欠いているため、これを正確に窺うことが出来ないのは遺憾であるが、参考までに東京労働基準局調査の「労働者給與調査票」原資料から、我々の手で機械工業関係のもののみを抽出し品種別に分類した表を掲げよう。(表8)

(註) 本表(表八)は、「工場統計表」とは全く違つて、十人以上の工場のうち二一九工場をランダムで抽出した調査であるが、そのうち五〇人以上の工場は二五〇に上り、これは東京地方機械工場中五〇人以上の工場数が五二二であることを考慮すれば、その限りでは約三〇%抽出となり、また従業員数では東京地方機械工業全労働者数二三・九萬人に對し調査工場従業員数は四・二萬人であるから約五・五分一に當り、且つランダムとはいへ、一應都下十七の全監督署が管轄内のものをランダムに抽出したのであるから、地域的分布は考慮されているわけであり、全くの無制約なランダム調査ではない。従つて、戦前のものと細目に亘る厳密な意味での比較は出来ないとしても、戦後の大まかな特徴についてはある程度窺うに足るものと考えられる。

右の表から析出された特徴は次の如くである。(1)戦前の品種構成の順位が電氣機器、精密機械、産業機械、車輛、原動機の順であつたのが産業機械、車輛、電氣機器、精密機械、原動機と變化したこと、(2)産業機械の品種が例えば鑛山金屬用、土建・工場設備用、農業用などを新しく加え、かなり多様化したこと、(これは主として戦時膨脹した精密及び電氣機械の工場が戦後需要の急變に應じて各種産業機械に轉換したことによるものと推定される)、(3)他面、原動機、強電機器、工作機械などの生産部門の品種は縮少し、當然のことながら銃兵器は全く消失しているが、しかし自動車、通信機器、自轉車、時計などの商品生産的部門の品種はむしろ地位を維持或は増大していること、などである。かくて戦後における品種的特徴の變化を、前項の生産形態の變化と結びつけて見れば、それは明かに戦時中簇生した軍需關係機械工業が、戦後の變化に伴つて、一方には戦時中縮少を餘儀なくされた産業機械、鐵道車輛、時計、ミシ

ン等に流れ込み、その在り合せの機械設備をもつて、維然たる生産方式をとりつつ辛うじて生存を計つてゐる大多數の経営と、他方には舊來からその品種を専門とし、戦時の變化をうけつつも、戦後その品種に復歸專任して、逐次技術的合理化を計りつつある若干の少數経営との二つの系列を認めることが出来るのである。

(6) 戦後における地域的分布の特徴 最後に東京地方機械工業の地域的分布の變化を窺うために戦前昭和八年と戦後昭和二十五年のものとの二表を掲げれば次の如くである。

左の二表を比較すれば、戦後における東京地方機械工業の地域的分布の特徴は、(1)三田、品川、大森の地帯が戦前

(表9) 戦前における東京機械工業の地域的分布 (昭8.6)

	工場数		労働者数	
	工場数	労働者数	工場数	労働者数
總計	275	9,994	28	4,422
神田	3	139	14	2,613
日本橋	0	0	3	145
芝	9	3,414	20	1,911
麻布	37	6,186	5	1,027
赤坂	6	480	1	47
四谷	0	0	1	1,418
牛込	0	0	11	891
小石川	0	0	9	529
本郷	3	236	17	1,153
下谷	1	102	0	0
浅草	2	106	3	266
本所	1	260	2	60
深川	13	3,229	4	644
品川	6	406	9	2,145
黒原	60	7,276	0	0
荏原	5	298	1	59

(註) (1) 本表は東京市「第四回労働統計實地調査」(昭8)による
(2) 本調査対象は原則として三十人以上の労働者使用事業場である

と同様、戦後も東京地方機械工業の中心をなしていること、(共に約四〇%)、(2)戦前の第二の中心地帯は本所、城東地帯であつたが、戦時を通じて東京陸軍工廠との關連において新しく開拓された足立、王子、板橋地帯がこれに代つたこと、(約十八%)、(3)第三の中心地帯は舊來の本所、城東地帯で約十四%を占めて、維持されていること、(4)第四の中心地帯とし

(表10) 戦後における東京機械工業の規模別地域的分布 (昭25)

	規模別事業場数							労働者数
	1~9人	10~49人	50~99人	100~499人	500~999人	1,000人~	計	
中央	567	333	13	19	1	1	934	16,263
飯田	429	87	10	3	—	—	529	5,171
上野	362	68	3	10	—	—	443	2,671
三田	425	192	17	13	2	1	650	18,744
品川	1,128	583	79	48	4	2	1,844	43,024
大森	645	362	36	27	1	1	1,072	23,048
澁谷	335	156	30	5	—	—	546	4,453
中野	163	62	3	4	2	—	234	3,938
板橋	226	184	18	9	1	2	440	11,807
王子	170	129	10	3	—	—	312	5,897
足立	442	216	17	9	—	1	665	11,975
向島	538	196	10	8	—	—	752	12,146
龜戸	353	227	28	11	—	3	622	16,675
(都下)								
八王子	130	22	—	6	—	1	159	3,918
立川	37	39	4	5	1	4	90	9,103
青梅	34	18	—	2	—	—	54	981
三鷹	95	56	10	10	1	3	175	10,420
計	6,079	2,930	288	192	13	19	9,521	199,649

(註) 本表は東京労働基準局「署別適用事業場数及び労働者調」(昭25,12)の原資料から機械工業のみを抽出したものである。

て戦時に自動車、飛行機、無線機などの關連において新規の大工場を中心に都下農村地帯に開拓された三鷹、立川、八王子地帯(約十三%)が戦後夫々品種轉換を圖りつつ現在新工業地帯として確立したこと、などである。

* 東京地方機械工業における一千人以上の大工場は現在十九(昭和八年には八、同十三年には二十九、戦時最高時は不明であるがこれより増加していたものと推定される)であるが、参考までに工場名と従業員数とを

上げれば次の如くであつて、戦後は巨大工場が消失したと、現存せる大工場は概ね戦前から確立していた經營であり、しかも労働力集中も三千人以上のものではなく殆ど一千人臺であること、などを窺うことが出来る。——石川島造船所(一、四九七名)、小

西六寫眞工業新宿工場(一、〇九八名)、日本電気(一、〇九七名)、沖電気品川工場(一、二七九名)、明電舎大崎工場(一、五四〇

戦後における工業労働事情の研究

名)日本光学工業(一、九〇四名)、三菱重工業東京機器製作所(二、五六二名)、日立製作所組有工場(二、六三八名)同組戸工場(二、二二三名)、服部時計店精工舎(一、四四五名)、石川島重工業第二工場(一、八四七名)、同第三工場(一、一〇一名)、汽車製造東京製造所(一、七〇九名)、日野重工業(一、二〇七名)、東京芝浦電気府中工場(一、三三〇名)、東芝車輛(一、九五九名)、横河電機(一、四二一名)、日本無線(一、〇三四名)、シチズン時計日無工場(一、一二一名)

要約 以上を要するに、我々は戦後の東京地方機械工業について、その全般的地位、東京地方工業構成における地位、経営規模、生産形態の特徴、品種構成、地域的分布の變化の六項目に互つて、稍々詳細に戦前の場合と比較しつつその特徴を追求した。そしてその分析の結果については各項で夫々指摘したところであるが、これを後の労働力の特徴との関連において總括すれば次の如くである。すなわち、(1)戦後の東京地方機械工業は、戦時の急膨脹と工業構成における比重の支配的地位化との後をうけて、敗戦と共にかなりの收縮を見つても、戦前に比べて遙かに労働力の量的増大と経営規模の擴大とを生じ、且つ工業構成における第一位の地位を確定するに至つたこと、(機械工学労働力の重要性の確立)、(2)戦時の軍事的必要は戦前機械工業の品種的構成を著しく變化せしめたが、敗戦と共に戦時中簇生した軍需關係機械工業の一部を産業機械を中心とする民需的品種に轉換せしめた一方、戦時育成された自動車、無線通信機などは、戦前には殆ど見られなかつた量産的商品として戦後の品種的新特徴を打ち出すに至つたこと(職人的労働力から新労働力への移行の進展)、(3)同じく軍事的需要にもとずく機械工業の急膨脹は、地域的分布の上にも新地帯を作り出し、それらの新地帯は戦後において、ある程度の縮小を見たとは言え、現在では新機械工業地帯として確立され、品種的特徴と関連して地域的新特徴を打ち出したこと(農村地帯との関連の新しい形態——職工農家的労働力)、(4)しかし戦時の發展は、經濟外的促進によるものであるだけに、それは單に量的發展集中に止まり、これを生産形態的

に見れば、技術的構成の高度化に基礎づけられた生産形態の高度化を殆ど招来しなかつたのに對して、むしろ戦後の經濟的要請の下で、極く少数ではあるが、生産形態高度化の發展が見られつつあること(産業別労働連帯の基礎の形成)、これは前掲の品種的地域的新特徴と関連して重要な特徴であること、などがこれである。かくて戦後における東京地方機械工業に生じたこれらの諸特徴は、それぞれの面からこの工業における労働事情のあり方を規定して、後述の如き各種の特徴を生む一つの基礎となつたのである。

二 戦後における労働事情の變化とその特徴

戦後における東京地方の機械工業は、戦前に比べて右のような變化を遂げ、若干の新しい特徴を打ち出したのであるが、かかる戦後の機械工業の下における労働事情は戦前に比べて如何なる變化を生じ、如何なる特徴をもつものであるか。この點を明かにするために、我々は次に労働力に關する諸事情と主要な労働條件との二要素について検討することにす。なおここで附言しておきたいことは、戦後における調査時點の問題であるが、我々はこれを主として昭和二十三年下期から二十五年上期についてとることとした。ただしこの時期は戦後における混亂が一應安定し、各種の經濟的諸數字も激動しなくなつた時期であり、且つ二十五年六月に始まる朝鮮動亂の特殊な影響を蒙る以前であるからである。(このことは數字的に確證出来るが、ここでは煩を避けて割除する)

労働力の性質を規定する主な條件として、我々は前稿において年齢構成、教育程度、就業年數、出身地關係及び労働者の社會的意識(労働者組織を指標として)について分析し、その特徴を明かにしたのであるから、戦後についても比較の關係上、主としてこれらの諸項目について検討しよう。

(表11) 東京地方工業業種別労働者年齢構成 (昭. 24. 9)

	男 子					女 子					
	15才未満	16~20才	21~30才	31~40才	41才以上	平均年齢	15才未満	16~20才	21~30才	31才以上	平均年齢
金 属 工 業	0	10%	34%	32%	24%	34	0	30%	48%	27%	25
機 械 工 業	0	16	39	28	17	31	0	42	43	15	24
化 學 工 業	0	12	34	28	26	33	0	45	38	17	24
窯 業 土 石 業	0	21	31	23	25	31	0	36	31	33	26
紡 織 工 業	0	18	35	21	26	32	0	57	35	8	21
製材木製品業	0	17	28	21	34	35	0	22	30	48	29
食 料 品 工 業	0	14	31	23	32	32	0	46	37	17	25
印 刷 製 本 業	0	15	30	27	28	32	0	32	48	20	25
そ の 他 工 業	0	30	31	17	22	30	0	42	34	24	24
工 業 平 均	0	14	35	28	23	32	0	44	39	17	23

(註) 本表は東京労働基準局「給与調査月報」(24. 9)から算定作成した

男子三年弱、女子三年半と夫々工業平均の場合以上の上昇を見ていること、(3)少年少女労働(十六―十九歳)については戦前工業平均で男子一四・八二%、女子四六・五三%であつたのが、戦後工業平均では男子一四%、女子四四%

(1) 戦後における年齢構成の特徴 先ず東京地方工業の業種別年齢構成について見よう。

上の表を前稿での戦前(昭八)と比較すれば、戦後の特徴は次のようである。(1)戦前では工業平均で十五歳未満が男子一・八八%、女子一二・八四%で、前期の児童労働力群をかなり含んでいたのが、戦後では労働基準法によつて十五歳未満児童労働が原則的に禁止され(五十六條)たため、少くとも公式には前期の児童労働力群は一掃されたこと、(2)その結果として戦前においては工業平均年齢が男子三〇年三月、女子二一年四月、機械工業平均年齢が男子二九年二月、女子二〇年七月であつたのに對して、戦後では工業平均年齢は男子三二年、女子二三年と夫々二年以上昇しており、機械工業については男子三一年、女子二四年で、

となり、しかも戦後の資料ではこの年齢層は十六―二十歳であるから、これを十九歳までとれば比率は一層低下し、明かに戦前より比重は減少していること、特に男子の場合では、殆ど自然代謝的比率と見られること、(4)二一―三〇歳の青年労働力群の比率は、戦前では男子三六・九八%、女子二八・五八%であつたのが、戦後では男子三五%、女子三九%となり、男子の場合では大差なく、しかも戦前と同様この層が最も高い比率を占め、前稿での謂ゆる第三労働力群として、準基幹部分をなしていることは戦前と同様であるが、女子の場合にはかなり大幅の増大(二八%から三八%へ)を示し、殊に機械工業では四三%という高比率を占めることは、三一歳以上の女子が戦前の一二%から一七%へ増大したこと及び後述の女子就業年数の増大と並んで、従來都會における家計補助的出稼型労働力として、前期的労働力と規定されていた女子労働力群の性格の變化を考へさせる注目すべき新しい特徴であること、などが指摘できる。これを要するに、戦前との比較において特に明かな變化は、第一に十五歳未満の前期的児童労働力の一掃、第二に、二十歳未満女子労働力の大幅の減少と二十歳以上の増大とに表われた都會での出稼型解體への傾斜を思わせる事象の發生、という二點であつて、これは戦前の前期的労働の主な内容であつた第一、第二労働力群の解體、變化であつて、最も注目されねばならない。

* 機械工業の男子平均年齢は、工業平均よりも一年低いのであるが、これは戦前においても同様であつた。しかし今、我々の五十七社調査によれば、男子労働者平均年齢三〇・八才で前表と同じであるが、これを品種別に見れば、原動機三三・五才、電気機器(主に通信機)二八・九才、産業機械三二・六才、自動車(主に部品下請)三三・〇才、光学機械二七・九才、自轉車二九・二才となつており、主として通信機、光学、自轉車などの商品生産部門が比較的幼年令であり、注文生産部門はむしろ平均以上であることを示しており、機械工業男子年齢の低さは、その生産方式労働形態の近代化と關連していることが注目されてよい。

戦後における工業労働事情の研究

(2) 戦後における教育程度の特徴 既に前稿で分析したように、戦前における東京地方機械工業労働力の教育程度の特徴は、一般工業平均よりもかなり高いことと、それにも拘らず未就学者、小學未修了者を三・一%含み、且つ小卒三六・七%と高小卒三九・八%とが相半して全體の七六・五%を占め支配的である點にあつた。それが戦後の現在ではどのように變化しているであろうか。これを五十社調査資料について見れば次表の如くである。

(表12) 戦後における東京地方機械工業労働力の教育程度 (昭. 25)

原動機	S社	小學未修	小卒	高小	新制中學	中等學校	新制高校	舊制專以上	計
		0	0	4	56	4	8	2	
電氣機器	N	0	33	22	15	12	8	4	94
	S	0	1	30	1	7	5	2	40
	T	0	4	56	2	20	1	10	64
	N	0	4	52	6	6	3	5	94
	S	0	2	1	89	2	1	1	15
	T	0	1	2	91	3	7	2	99
	N	0	6	23	10	1	2	2	47
	S	0	7	50	29	4	6	1	84
	T	0	0	7	23	20	1	1	39
	N	0	3	13	36	5	3	1	53
産業機械	K	0	12	54	4	3	—	2	73
	A	0	16	76	—	4	—	3	98
	S	0	12	52	—	6	—	2	73
	M	0	6	12	3	2	—	2	23
	H	0	3	113	16	4	—	—	136
	N	0	2	26	4	11	—	—	43
	T	0	5	26	4	1	—	—	36
	N	0	0	25	—	3	—	—	28
	I	0	20	47	1	1	—	—	76
	T	0	5	16	—	7	—	—	21
自動車	N	0	50	114	—	7	—	1	172
	N	0	30	43	—	11	—	2	86
	A	0	13	82	4	5	—	4	109
	O	0	4	24	4	19	—	1	52
	N	0	32	92	2	33	—	7	166
	H	0	3	11	4	1	—	1	22
	C	0	6	6	—	2	—	—	14
	T	0	0	272	9	43	—	—	331
	N	0	0	81	—	4	—	—	85
	光學機械	N	0	142	747	84	76	—	3
C		1	6	82	46	15	3	3	156
自轉車	D	0	24	90	15	8	—	—	137
	M	0	0	221	—	21	—	13	265
	N	0	47	31	—	7	—	—	76
	M	0	7	10	—	—	—	—	17
	S	0	0	119	4	5	—	—	128
	A	0	7	14	10	2	—	2	37
	H	0	0	7	—	—	—	—	7
	A	0	3	165	26	13	—	—	207
	K	0	0	3	—	—	—	—	3
	計	計%	6	701	3,463	394	606	44	115
		0.1	13.3	64.9	7.4	11.4	0.8	2.1	100.0

(註) 本表は我々の五十社調査によるものであるが、四十五工場しかないのは記述不適当なものを除いたためである

右の表から我々は戦後の特徴として次の諸點を指摘することが出来る。すなわち、(1) 戦前ある程度存在していた未就学者及び小學未修了者は戦後では殆ど一掃され、僅かに例外的に〇・一%を算えるに過ぎなくなつたこと(これは

十五才未満児童の労働の原則的禁止に照應する)——これは重大な變化である。(2) 戦後も労働力の主體が小、高小卒であることに變りはないが(七八・二%)、しかし戦前は機械工業でも小卒と高小卒が相半していたのに對し、現在では高小卒六四・九%、小卒一三・三%で教育程度の二ヶ年高い高小卒が支配的になつたこと、(個々の事例では小、高小卒とそれ以上のものが相半するものも少なくない)、(3) 戦前の中等學校卒又は中退は現在大體において新制中卒及び中等學校中退、卒に當るが、これは戦前と同比率であること、(4) 新制高校卒を含めた舊制専門以上は、戦前の一・三%に比べ二倍以上の二・九%に増大していること(中には舊制大卒もかなり含まれており且つ、知能程度が特に高いとされている電氣機器部門では新制高校卒—舊制大卒の労働者を一〇%以上含むものが二四工場中五工場の多きに達している)、などである。かくて我々は、教育程度に關しては戦前に比べて明かに質的な高度化が生じていることを認めるのであつて、東京地方機械工業労働力は全體としては知能的に明かに社會的判斷を適正に行い得る能力を有していると言つてよい。

(3) 戦後における就業年數の特徴 労働力專業化の程度を示す重要な二指標である就業年數(經驗年數)については、前稿で明かにしたように大正末期、以來漸次長期化の傾向を辿りつつあり、殊に男子労働者の四二・六%が十年以上就業者であつたことは、東京地方機械工業労働力の都市定着專業労働力化として、十分評價されるべきであるが、他面それにも拘らず、女子労働力は五年未満者七〇・四%に達し、これが主として半封建的農村から供給されていることと關連して、前期的特徴としての謂ゆる「出稼型」を表わしていたし、また男子についてもそれが三三・五%で、自然代謝率(二五%)に比べればやや高率を示し、この場合にもある程度「出稼型」的労働力を包含していたことなどを特徴としていた。かかる戦前の諸特徴は戦時を経て現在は如何に變化しているであろうか。我々はこれについて同じく五十社調査の資料を分析しよう。

(表13) 戦後における東京地方機械工業労働力の経験年齢数構成 (昭. 25. 6)

		14年未満	1~3年	3~5年	5~10年	10年以上	計
總	實數	198	485	719	628	870	2,900
	男女計	57	137	205	57	48	504
計	比率	6.8%	16.7%	24.6%	21.6%	30.3%	100.0%
	男女計	11.3%	27.1%	40.7%	11.3%	9.6%	100.0%
		7.5%	18.0%	27.1%	20.1%	27.3%	100.0%

右の表から我々は、戦前との比較において次のような変化を見出すことが出来る。すなわち、(1)戦前の東京地方機械工業においては、男子平均就業年数は既に十年十月に達しているが、女子は僅かに三年〇月であったのに對し、戦後では男子七年十月、女子三年十月であり、男子ではむしろ三ヶ年も低下し、女子では十ヶ月長期化したこと、(2)五年未満については、戦前男子では三三・五%、女子七〇・四%であったのが、戦後は男子四八・一%、女子七八・一%と何れも増大し従来の長期化の傾向への逆行を示していること、(3)十年以上については、戦前男子四二・六%、女子八%が、戦後では男子三〇・三%で十二%減少し、女子は九・六%で一・六%増加していること、などが上げられる。ところでこれらの変化は、男子の場合には明かに一貫して経験年数低下を示しているものであるが、しかしこれは機械工業が昭和十年頃から急速に膨脹した工業部門であり、しかも既に見たように工場の大多数(七〇%)が戦時戦後に創立されたこと、(我々の調査によれば、昭和十三年前に設立された工場

は、十年以上の経験工の比率はむしろ戦前よりも高く半数以上を占めているものが一般である)及び戦時中における青年労働者の軍事動員による経験の中斷などを考慮するとき、戦時経済における特異な歪曲を蒙つたためであると見られる。したがつて労働力の都市定着の專業化の指標として考察するためには、むしろ次項で分析する「戦後における出身地

及び前職の特徴」との關連において判斷する必要がある。

これに反して女子の場合では、戦時以來の女子の機械工業流入は、機械工業における男女構成における女子の比率を若干高めており、戦時における中斷もなかつたのであるから、比較的に正常な傾向を示しているわけで、その結果は女子總平均において十ヶ月の増加と、十年以上就業者の増大となつて表われている。これは前に分析した「年齢構成」の場合の二十一歳以上の増大と照應する出稼型解體への一つの傾斜として理解出来るよう。しかしそれにも拘らず女子労働力がやはり結婚までの一時的就業を原則としていることは、五ヶ年未満が依然壓倒的であることから窺われる。

* 昭和八年における機械工業労働力中、女子労働力の占める比率は二四・八%であつたが、昭和二十五年には一七・二%に増大している。

(4) 戦後における出身地及び前職の特徴 工業労働力の社會的性質を規定する最も重要な條件の一つと考えられる出身地と前職とについて見るに、戦前においては機械工業労働力の農村依存度は、工業平均に比べて少かつたにも拘らず、それは六一・八%に上つており、東京市及び地方都市出身は三八%であつた。また前職については戦前の資料を缺ぐが、右の出身地が農村に依存している事情から推定して、機械工業及びその他の工業からのものは、多くとも三分の一以上ではなかつたと考えられる。かかる状態は戦後には如何に變化したであろうか。我々の五十社調査を表に纏めれば次の如くである。(表十四・十五参照)

左の表を戦前の場合と比較しつつ分析すれば、大要次の如き變化を指摘することが出来る。すなわち、(1)出身地構成について見れば、(イ)全體としては、戦前は六二%までが農村であつたのが、戦後には逆轉して都市が六八・五%を

戦後における工業労働事情の研究

占め、農村は平均三一・五％に減じ副次的な地位に低落し、しかも東京都が四九・八％で全體の殆ど半數に達し、主導的地位に立つたこと、(四)この傾向は男女共に同じであるが、特に男子の場合戦前との變化が著しいこと、などが指摘でき、東京地方機械工業労働力は男女共に東京都を中軸とする都市定着者層にその給源をもち、從來指摘されていた工業労働力の農村との直接的結びつきは著しく稀薄化したと見られること、(なお農村出身者を多數擁する工場は、さき東京地方機械工業の地域的分布で析出したように、戦時に形成され戦後の一特徴となつた新地域である三多摩農村地方に所在する工場に多く見られ、後に實證するようにこの地帯所在の工場の平均賃金が、總じて低水準であることは注目されてよい)、(2)前職構成について見れば、(1)戦前では前述の如く工業労働者を前職とするものが、多くとも三十三・四％以内と見られるのに對し、戦後では五九・九％に達し、男子では六六・二％が

(表14) 機械工業労働者の出身地構成 (昭. 25)

實數	出身地			計	
	東京都	地方都市	農村		
男	1,545	609	1,045	3,199	
女	332	70	166	568	
計	1,877	679	1,211	3,767	
比率	男	48.3%	17.1%	34.6%	100.0%
	女	58.4%	12.3%	29.3%	100.0%
計	49.8%	18.7%	31.5%	100.0%	

(表15) 機械工業労働者の前職構成 (昭. 25)

實數	前職	機械工業	その他工業	商業	事務	農業	その他	計
		男	1,406	713	282	164	247	
女	51	90	21	61	69	276	568	
計	1,459	803	303	225	316	663	3,767	
比率	男	43.9%	22.3%	8.8%	5.1%	7.7%	12.2%	100.0%
	女	8.9%	15.8%	3.7%	10.7%	12.1%	48.8%	100.0%
計	38.6%	21.3%	8.0%	5.9%	8.3%	17.9%	100.0%	

(註) 「その他」には、掲示した諸職業に属さないものと、學校卒業と同時に就業したものとを含み、後者を別項にしなかつたため明確に数字的には分けられないが、個々の資料から推して後者の方が多いように窺われる。

何れも前職として工業労働者であつたこと、しかもそのうち機械工業労働者であつたものが男子では四三・九％以上つてゐること。これは明かに東京地方機械工業労働力の中軸は、既に專業化した都市工業労働力であることを示しており、戦前に比べて重大な變化と見てよい。(四)他面農業を前職とするものは、全體としては僅かに八・三％に過ぎず、これは前掲の農村出身者の低減と照應して農村との結合の稀薄化を實證するものであること。(五)しかしこれらの諸事實にも拘らず、反面から見れば、東京地方の機械工業労働力でさえ、その二五・三％までは商業、事務、農業、その他(學卒と同時に機械工業に就職したものを一〇・一五％と見て、それを除く)の雑多な分子を包括していること、などが指摘できる。

* 工業労働力の農村との直接的結び付きの稀薄化を他の方面から實證する事實として、昭和二十四年十月末の労働省特別調査「被解雇者實態調査結果速報」によれば、被解雇者五四四名中再就業者二〇二名であり、そのうち農業に就いたものは僅かに十三名(二・四％)に過ぎないと報じられている。これは前稿に引用した如く、昭和五年社會局調査「工場労働者解雇者歸趨調」の場合に、歸農したものが四五・七％に及んだのと對比すれば、嚴密には比較し難い條件の相違があるとしても、戦後における都市工業労働者の農村との直接的結び付きの著しい稀薄化を證するに足るであらう。

(5) 戦後における機械工業労働者の社會意識の特徴 労働者の社會意識の状態は、労働力の諸事情の集中的な表現として労働力の諸事情の検討の場合最も重要なモメントであるが、我々は労働者の社會意識がどの程度近代化しているかの指標を主として民主的意識と階級意識形成の度合について検討することにする。ところでこれらの意識は具體的には労働組合の組織状況に表れると一應は見えてよいのであるが、しかしそれは單純に組合組織の量的な状態にだけ表れるものではなく、むしろ労働組合の内容的在り方、特に組合組織の性格や組合活動の状態にその質の特徴が表れるも

のと考ふる。以下これらについて若干の分析を試みよう。

(イ) 労働組合の量的組織状態について。
戦後我國において、労働組合が嵐のような勢で急速且つ廣汎に結成されたことは既に周知のところであるが、参考までに年次別労働組合数及び組合員数の發展と組織率を示せば次のようである。

(表 16) 年次別労働組合数及び組合員数と推定組織率

	組合数	組合員数	組合員増減数	推定組織率
20年 末	855	302,706	(+) 602,706	
21年 6月	12,006	3,679,971	(+) 3,077,265	47.2%
22年 6月	23,322	5,594,699	(+) 1,914,728	47.2
23年 6月	33,926	6,677,427	(+) 1,082,728	54.3
24年 6月	34,688	6,655,483	(-) 12,944	55.7
24年 12月	32,592	6,252,868	(-) 402,615	45.1

(註) 労働省労働統計調査部「昭和二十四年労働經濟の分析」による

(表 17) 東京地方年次別労働組合数及び組合員数

	組合数	組合員数	組合員増減数
20年 末	135	56,278	(+) 56,278
21年 末	1,794	464,096	(+) 407,818
22年 6月	2,559	637,387	(+) 173,287
23年 6月	3,654	814,532	(+) 177,149
24年 5月	4,104	850,394	(+) 85,862
25年 4月	2,740	576,322	(-) 274,072

(註) (1) 本表は都府政課労働組合名鑑(二十五年四月現在)によつた
(2) 24年5月を最高として漸減しているの、24年6月を掲げず5月を掲げた

(表 18) 東京地方労働組合の規模別組織状態 (25. 4)

	50人以下		51~100人		101~500人		501~1,000人		1,000人以上		合計	
	事業場数	従業員数	事業場数	従業員数	事業場数	従業員数	事業場数	従業員数	事業場数	従業員数	事業場数	従業員数
組合のある場	1,140	28,881	523	37,459	815	179,229	161	116,599	101	214,154	2,740	576,322
東京地方事業場	72,668		2,546		1,407		110		55		76,780	1,344,461
(組織率)	(1.7)		(20.5)		(57.9)		(100.)		(100.)		(3.6)	(63.4)

(註) (1) 「組合のある事業場」は都府政課「名鑑」によつた
(2) 「東京地方事業場」は東京労働基準局「適用事業場調」によつた
(3) 501人以上では組合のある事業場数の方が、同規模の全事業場数より多いが、これは統計の取り方の相異によるものとして、疑問はあるが、一應100%の組織率としたが厳密には問題であろう
(4) 時點は何れも25年5月頃である

これに對して東京地方ではどうであつたか。

右の表から析出される特徴は、(1)全国的に見ても東京地方のみについて見ても、戦前に比べて労働組合の量的組織の發展は、まさしく隔世的であつて、(戦前最高時の昭和十一年に全國で組合員四十二萬人、組織率六・九%、東京地方で八・一萬人組織率八%餘)組織率においても一應先進資本主義諸國並に達したこと、(2)しかし全國でも東京でも、二十四年上期を境として早くも組合数、組合員数及び組織率の全てにおいてかなり著しい低落の傾向に轉じたこと、(これは、英米において一九三〇年代後期以後は戦時戦後を通じて着実に組織が増大していることと明かな對稱をなしており、むしろ一九二〇年頃までのかなり動的であつたことと想比出来はすまいか)、(3)かかる傾向の中で、東京地方は全國に比べて組織率も高く、戦前と同様に先進性を示していること、(4)にも拘らず組織率は労働者数から見れば五〇―六〇%に達しているが、これを事業場数として見れば、東京地方でさえ僅に三・六%に過ぎず、その組織率は一〇〇人以下の中小經營では著しく低率であること、(これは我國の如き中小企業の歴史的な國では組織發展上の一つの制約である)の諸點が擧

戦後における工業労働事情の研究

けられる。これを要するに、労働者の社会意識高度化の主な指標である労働組合の量的組織状態は明かに戦前と比べて量から質への轉化と見られる程の發展を示し、外形的には少くとも先進諸國の一九二〇年頃の率に達して、近代の様相を示すに至つたが、それにも拘らず組織發展が中小經營において停滯し、且つ二十四年頃から始まる資本攻勢の強化に當面するや、早くも大幅の組織の解體を示していることこそ急發展の中に含まれる意識「近代化」の脆弱性として特徴づけられねばなるまいし（歐米における勞組發展の當初における動搖性を想起）、また東京地方の先進性と、機械工業労働者の先進性は常に貫徹してはいるが、それにも拘らず右の特徴を覆す程のものではない。

(四) 戦後労働組合の組織及び活動上の特質について。

次に組織された労働組合の組織及び活動上の特質について検討しなくてはならないが、これについては既に東大社会科学研究所の詳細な調査研究がある。ただ調査時點が二十二年八月現在であるため、その後の社会情勢の重大な變化を契機とする我國労働組合の内的脆弱性の露呈を十分に把み得ていないうらみがあるし、（例えば右に指摘した二十四年後における組織の大幅解體の如き）、また謂うところの脆弱性の本質的な點は社研報告が指摘しているよりも他に重要なモメントがあると思われるが、しかし参考とすべきところも尠くないから、その要約部分を引用すれば次のようである。

「このように、昭和二二年下期を中心に調査票の集計の結果現われたところは、(1)戦後の解放された労働組合の著しい躍進、組合の自然發生的な且つ一舉的な結成、その民主的な内部機構、その平等主義例えば「身分制撤廢」要求；女子の地位の引上げや隸屬感の拂拭や、待遇の平等化のごとき——かくして戦後：組合運動は、そのかぎりにおいて明かに、従来八〇年の日本歴史にみることが出来なかつたものをもたらしたのであり、…日本の「民主主義」を眞に支える社会的な力に外ならない。この點は調査結果

の箇々の點に現われている。(2)けれども同時に、他面では…その急速な發展にも拘らず、否そのために却つて多くの遅れた要素を殘存せしめている點が見逃されてはならない。舊い身分的觀念の殘滓や雇主的福利施設に對する無意識の依存がみられるし、また文化運動についても、また組合財政の運営についても、労働協約の締結について合理的で具體性の豊かな問題の處理が行われていない點が多く、その意味で組合の未成熟を想わしめる點が多い…そしてこのような二様の性格の交錯の中に：労働組合に於ける日本的なものを見出すことが出来よう」と。

右のように、社研の調査は我國勞組の「日本的なもの」について、一方に過去の日本歴史にみる事が出来なかつた劃期的な發展を指摘すると共に、他方に我國勞組の「遅れた要素」として主として民主的な意識や訓練の「未成熟」を析出指摘しているのであるが、しかし我々は前述のように、劃期的發展そのものの中に脆弱性を含むことと、「遅れた要素」として指摘されたもの以外に、むしろより本質的なものとして、我國勞組の階級連帶意識の未成熟について指摘しなくてはならない。けれど階級連帶意識こそ労働者の社会意識近代化の本質的な内容であるが、我國で最も先進的と見られる東京地方においてさえ（その中心は工業部門では機械工業である）、これを示す諸指標の低調が見られるからである。

* 東京大学社会科学研究所「戦後労働組合の實態」及び同附表（二五年三月刊）

** 同書 十六—十七頁

*** 労働者の階級的連帶意識の現代的成熟度を具象する主な指標として、我々は、①労働組合の組織形態の高度化 ②労働者委員會的な性格からの脱却とその産業別組織化の確立、③労働協約の高度化 ④統一労働協約化、⑤闘争形態の高度化 ⑥共同闘争とゼネスト化、の三點を上げることが出来る。したがって戦後量的に急發展した我國労働組合とその運動について、右の三點を検討すると次のようである。

①組織形態については、(1)東京地方単位労働組合の系統別組織は二十五年四月末現在で左表のようであつて、組合数の四〇%までは全く上部と関係のない孤立した單獨組合であり、「その他の連合團體」のように統一連合團體としての意義の弱いものを加えれば六八%餘が事實において連帯性の缺けたものであること、(2)外表的には産業別の労働組合單一組織に加入している場合でも實質的には上部から殆ど内容のある指導或は協力をうけておらず、單に「機關紙」の配布と「指令」をうけるに過ぎぬ場合が多いこと、(3)單位組合の構成が、會社の利益を代表する一部を除いた全従業員が自動的に加入させられ、組合員と言つても實は組合に對し、無關心、無自覺なものが大多数であること(東大社研「實態」労働の構成文化活動、組合財政など参照)、などから、我國戦後の労働組合の性格が、總じて「會社組合」ではないまでも「經營内的存在」であり、且つ歴史的には第一次大戦前に位する「労働者委員會」的な性格を帯びていることが指摘出来る。このことを、二十四年以後の資本攻勢の前にもろくも大幅な急凋落を生んだ一つの主要な原因であると思われる。

系統別		組合数
總評系	盟公他計	240
	同の(小)	160
全勞連系	別公他計	220
	産官そ(小)	4
その他の連合團體		107
無所屬		(831)
合計		786
無所屬		1,098
合計		2,740

(註) 東京都勞政課調

②労働協約の形態については、右のように労働組合の組織形態が單獨組合の性格を基調としているため團體交渉も各單組と經營者との交渉である場合が一般であり、假りに全國單産(例えば石炭、纖維、自動車など)と業種別經營者團體との統一團體交渉が行われる場合でも、中央交渉と地方交渉とのギャップが著しく、嚴密な意味での統一交渉と統一労働協約は成立せず、それどころか單産が組織されているにも拘らず統一開交及び統一労働協約が成立していない場合が一般であると言つてよい。

③闘争形態については、これも右の状態に規定されて未だ單獨の闘争形態が基調であるし、某全國連合會の如きは共同闘争、ゼネスト形態を殊更ら回避して闘争を個別闘争の枠内に抑え、高々相互の應援によつて共同闘争に代替している段階にとどまつている。しかしそれにも拘らず、この中であつて例えば若干の單産では不十分ながらも一應全國的共同闘争形態がとられつつあること

とは注目されてよい。

三 戦後における労働条件の變化とその特徴

次に我々は戦後における労働条件の變化とその特徴について實證的に検討するのであるが、以下労働条件の最も主要な要因である賃金と労働時間とについて東京地方機械工業の場合を中心にして分析することにする。

(一) 賃金の諸事情における變化と特徴

(a) 賃金水準の變化と特徴 我々は前稿において、戦前の賃金水準につき(1)東京地方工業平均と機械工業平均との比較(機械工業は平均以上にあつた)、(2)年齢別賃金平均と生活構造との關連(家計補充を必ず必要とする非近代的家計構造)、(3)未成年労働力への賃金の不常な壓迫(半封建的農村との連關)の三點を檢討した。故に我々は以下それが戦後において如何に變化し、如何なる特徴を帯びるに至つたかを追求しよう。

右の表から次のことが析出出来る。(1)東京地方における機械工業の平均賃金は、戦前では十五業種中四位で平均以上であつたのに對して、戦後安定期に入つた二十三年九月には九業種中三位で平均並であり、二十四年九月には同年春から始まるドッチ・ライン下の不況の影響を最も敏感にうけて、五位となり平均よりも稍々低位に轉落し、動亂開始直前の二十五年六月までその状態が續いたこと(これは一般に現實の個々の賃金水準は企業支拂能力によつて強く規定されること、そして現在では既に勞資の力關係が企業合理化に際して個々の賃金水準を切下げることさえ可能にする程不均衡になつてゐることを示している)、(2)機械工業年齢別平均賃金については、(1)先ず年齢別賃金格差において、十五—二十歳平均を二〇〇として、戦前では二〇—二十九歳が二二六%、三〇—三九歳が三二三%、四〇歳以上が三五九%であつたのに對

戦後における工業労働事情の研究

(表19) 東京地方業種別平均賃金の期別推移

	23年9月	24年9月	25年6月
金屬工業	6,000 ^円	9,332 ^円	11,542 ^円
機械工業	5,622	8,303	9,846
化學工業	5,317	9,383	11,117
窯業土石業	5,020	7,529	9,051
紡織工業	4,018	6,394	6,595
製材木業	5,063	7,481	8,211
食料品工業	5,127	8,859	10,574
印刷製本業	6,278	10,737	12,883
その他工業	4,387	7,352	8,574
修理業			9,418
工業平均	5,608	8,741	10,268
工業以外平均	5,473	11,131	12,289
全産業平均	5,497	9,393	11,058

(註) (1) 本表は各月の東京労働基準局「労働者給与調査月報」から作成した
(2) 25年は6月をとつたのは、本調査を朝鮮動乱以前に限つたからである

(表20) 東京地方機械工業における男子年齢別平均賃金表

	15~20歳	21~30歳	31~40歳	41歳以上	平均
實數(女子)	4,664 ^円 (4,114)	7,569 ^円	10,562 ^円	11,471 ^円	8,843 ^円 (平均年齢31歳 平均扶養家族1.5人)
百分比	100.0%	163%	227%	245%	

(註) 表は東京労働基準局「月報」24年9月分から作成

して、戦後では二〇歳代が七六三%、三〇歳代が二二七%、四〇歳以上が二四五%となり(表二〇)、明に年齢別格差を縮小しており、假りに二〇歳までの賃金で獨身生計費をカバーし得たとしても、二〇歳代での妻帯、三〇歳代で子供一二人、四〇歳代で子供三人以上という我國の平均家族構成の生計費を賄い得ないことを示しており、戦前の機械工業労働者が一應三十三、四一五十五歳頃までは平均生計費程度の賃金を得ることが出来ていたのに比べて、賃金収入による生計費不足が明かに全生活期間を貫くに至つたこと、(窮乏の全般化、労働貴族存立の基盤の崩壊「前期的」生活構造から近代的な生活構造へ昇華することなしの分解など)、(ii)未成年男女労働力の賃金は戦前では全低賃金の特別の「し

わよせ」の場面として特に低水準にあつたが戦後では特にこの場面にしわよせされているとは認められないこと、(しかし、だからと言って未成年労働力の賃金が戦前より相対的に向上したと言うのではなく既に「しわよせ」の餘地さえなく、むしろ一層低下している)。

かくて一層の低賃金化とその全階層への一般化こそ戦後における賃金水準の特徴であると言えよう。なお賃金水準に關する近代化を法制的に保證したものは最低賃金制であるが、これは國際的には早くも十九世紀末葉から實施され始め、少くとも一九二〇年前後には一應國際的に一般化したと言つてよい。しかるに我國における戦後の民主改革は、労働基準法で僅かにこの制度を「定めることができる」(二十八條)と規定したのみで、今日に至るまで依然實施されていないことがこの際一つの特徴として考慮に入れられねばならない。

* 戦後の賃金が一層低賃金化したということについては、一つの重大な問題が提起される。というのは、戦前の低賃金の重要な原因の一つが労働者の團結を権力的に抑止し、労働組合さえ法認されなかつたことであつたとすれば、戦後において労働権が確立されたにも拘らず、むしろ逆に賃金水準が低劣化したのは何故であるかという問題である。言葉を換えて言えば、戦前の低賃金が半封建的労働關係の具體的集中的な表現であつたとすれば、戦後における一層の低賃金化は、舊來の半封建的關係が保持され、或は逆に一層強化された結果であると言えるだろうか、という問題である。しかしこれは單に量的現象から判斷される程簡單な問題ではないのであつて、本稿では各種のモメントの實證的な分析の結果に立つて、これを綜合した上で結論したいと思う。

** 戦後賃金水準の一層の低下については、官廳統計においてさえ、二四年七月の平均實質賃金が戦前(昭和七十年)を一〇〇として四〇・七%に過ぎないと報じている。しかもここに注意すべきことは、戦後の労働省統計は概ね三十人以上の事業場労働者の毎月賃金から算出されているといふことであるが、東京労働基準局の特別調査「小企業業種別地域別賃金調査」(二五・五)によれば、都内における三十人以下の製造工事平均賃金は二五年上期現在で六、一五〇圓(男子六、八九二圓、女子三、六一〇圓)に

過ぎず、これを同期の三十人以上平均賃金(二〇、二六八圓)に比較すれば、正に六〇%弱に當り、しかも十人以下の零細企業では、金剛機械工業の男子でさえも平均三―四千圓のものがあり、紡織女工の如きは、八七八圓という恐るべき事例さえ見られ、總じて三十人以下平均に對して五〇―六〇%、三十人以上に對しては實に三〇―四〇%にしか當つていない。そして特に注目すべきことはこれら小企業における賃金の低劣度は、とりわけ農村と連結する三多摩地方に於て一層酷烈であるということである。

(b) 賃金制度の變化とその特徴 戦後の賃金制度について、労働基準法は、少くとも舊來の工場法が半封建的労働關係を法制化していたのに對して、根本的な改革と近代化とを規定したものであることは卒直に認めてよい。

* 戦前の工場法は、賃金制度については同法施行令中で僅かに(1)賃金の毎月一回以上通貨拂の原則と(2)職工の貯蓄金返還の義務を規定したのみであつて、男女同一賃金、出来高拂の保證給付、中間搾取、強制積立金の禁止その他の重要な賃金制度近代化には全く觸れておらず、しかも前記の二項目についても、同令二十四條但し書で、「豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルキ」は賃金の一部現物支給と職工の契約違反その他に際する貯蓄金返還義務の免除とを規定し、前記の賃金制度を殆ど完全に維持したのであるが、これに對して労働基準法は、(1)男女同一賃金の原則 (2)中間搾取の排除 (3)前借金相殺の禁止 (4)強制貯金の禁止 (5)金品返還の絕對義務 (6)毎月一回以上の通貨による支拂義務(現物賃金の排除) (7)非常時拂の義務 (8)休業手當及び出来高制の保障給付化による賃金の安定化 (9)時間外賃金の割増などを本文中に規定しており、これを工場法の場合と對比すれば明かに賃金制度の近代化が法制化されたものと言つてよい。(しかし近代化の他極における重要な制度である最低賃金制については、單にそれが「定めることができる」というに止まつてゐることは、勞基法の性格づけにとつて重要な一視點である)

しかしながら、問題はこのような法の近代化そのものにあるのではなくて、現實の賃金制度はどのような状態にあるかということにあるのであるから、以下近代化の主な諸指標について實證的に検討しよう。
先ず全般的に考察するために、東京労働基準局の監督結果を示す表を掲げる。

(表 21) 勞基法違反件數

	(昭 24. 12)		(昭 25. 11)	
	(24. 12)	(25. 11)	(24. 11)	(25. 11)
命令變更計畫工場	0	1	122	—
命令最低年令	1	1	17	8
少年者證明書	3	0	172	198
代理親權者勞働契約	61	74	9	2
受領代理賃金	8	1	1	1
少年者勞働時間	1	0	2	28
日休時間勞働女子	85	44	78	91
業後深夜女子	3	0	6	17
後暇費產前產	61	72	1	0
旅費補償	250	148	10	1
療養補償	29	8	1	0
附金保證	4	6	4	3
間時賃時	115	178	2	1
日憩	242	262	1	1
日勞働	36	82	1	0
日外休日	181	164	1	0
給休暇	19	81	1	0
及休の特例	71	102	151	142
特例	7	—	5	0
防止	281	269	1	1
措置	118	178	18	16
衛生	2	178	4	5
遵守	49	78	1	0
裝置	1	13	352	335
檢査	11	11	454	415
禁止	1	6	38	41
教育	1	1	240	337
禁止	0	1	3,657	4,018
診斷	249	319	8,657	4,018
管理	18	42	(2,988)	(2,968)

戦後における工業労働事情の研究

右のように、現在勞働基準法の違反は殆ど全事業場に見られ(二十五年度は全事業場)、一事業場當り違反件数は二十四年では二・五件、二五年では四・〇二件に上つてゐる。しかし違反の内容について見るに、形式的手續的なものが一、四〇八件及び一、四六三件(約三八一・三六%)であるからこれを除いた約二、二〇〇(二、五〇〇)件の實質的違反のみについて見れば違反の種類別順位は安全衛生關係(約六〇〇件)勞働時間關係(約五〇〇件)賃金關係(約四七〇件)その他となり、賃金關係中賃金制度に關するものは約二二〇件で全實質違反件数の約九一・一〇%ということになり、これを監督事業場数と比較するときは一事業場賃金關係違反一件としても約二〇%、二件とすれば一〇%に當る。したがつてそれは、戦前では大企業においてさえ、男女賃金の不平等、中間搾取、前借金相殺、強制積立、契約違反者への積立金没收等の前期的賃金制度が一般的であつたのに想ひ比べて、明かにこの制度の近代化の急速な進展であるということが出来る。しかしながら一般に監督官廳による資料は、どうしても外形化、或は陰蔽されたものになることを免れないから、次に念のため我々の行つた五十社調査及びその他の資料によつて現行賃金制度の近代化の状態を窺ふことにする。

(4) 男女賃金の差別 前期的賃金制度を最も明確に代表するモメントの一つは、男女賃金の差別待遇であるが、これは前掲のように勞基法違反件数調査では二四年には見當らず、二五年に僅か一件(約〇・二%)しかないことになつてゐる。しかしこれを他の資料によつて検討するに、戦前では男女能力差の比較的少い十五―十九歳で、工業平均の場合五二%機械工業の場合三二%の格差があつたのに對し、戦後の機械工業では一三%に縮少しており、(東京勞基局「給與調査月報」二四・九)、一應差別待遇と目することの出来ない程度になつてゐる。しかしこれはあくまで官廳統計の弊である平均數字について見たのに過ぎないのであつて、我々の五十社調査資料によれば比較可能な工場数は二十

四工場であり、そのうち二十歳未満男女の賃金差三〇%以上のものが半数の十二にも上つてゐる。(著しい事例では二十歳未満男子平均七、一五四圓に對し、女子平均三、三二五圓で半額以下である)。もちろん同一作業、同一能率の場合の比較ではないから、嚴密に差別待遇と言えるかどうかについては問題はあろうが、二十歳未満平均で三〇%以上の開きがあることは一應差別待遇があるものと見られよう。

(5) 現物給與 前期的賃金制度の最も特徴的なものは現物給與制度であるが、これは資本主義前期の未成熟な經濟状態を前提とするものであり、戦前においても機械工業では既に一般的には解體し、僅かに寄宿舎住込み制度などとの關連において利用されたに過ぎなかつた。(前掲五八頁参照、なお舊工場法さえもが、原則としてこれを禁止してゐたことはそれを證明してゐる)。したがつて戦後では戦時、終戦直後の厚生用の現物支給は兎も角として、本來の制度としての現物給與制は、違反件数中にも全く見られず、また我々の調査でも見られなかつた。

(6) 賃金の安定性 前期的賃金制度では、單純出來高拂制その他の形態のため毎月の賃金支拂額が著しく安定性を缺いたこともその特徴であつたが、(資本主義前期における時間賃金は一應安定してゐるように見えるが、實は扶養賃金として賃金額の確定がなく隨時勞働者の生活の必要に応じて支拂われるもので、安定性を缺いた賃金制度である)戦前の機械工業の場合について我々は分析の結果を前稿において次のように要約した。すなわち「賃金支拂形態の性質は一應形式的には近代的な「安定賃金」の形態が支配的(日給保證のあるものは六五%)であると言へるが、しかし實質的には出來高拂制の七〇%以上までは非近代的な「不安定賃金」(十分な日給保證がされていない)であると言へよう」(前稿、五九頁)と。

このような戦前における賃金の實質的な不安定性は戦後では如何に改革されたか。先ず形態的にこれを見ると、前掲のように違反件数中「出來高拂保證附」違反は僅か四一六件(〇・三一〇・六%)に過ぎず、戦前においても既に

形式的には一應「安定」形態をとりつつあつたのを殆ど完全な安定的な制度にまで押し進めたものと言つてよい。しかしながら戦前においてさえ問題は實質上の在り方にあつたのであるから、今これについて検討するため東京都労政課調査の表を掲げよう。上の表によつて我々は、戦後においては全般的に不安定賃金要素である能率給の賃金額比重

(表 22) 東京地方製造工業業種別賃金構成比率表

	基準賃金				計 (A)	基準外賃金(B) B/A	
	本人給	家族給	その他生活給	能率給			
總平均	58.8%	8.1%	23.3%	14.8%	100.0%	7.6%	
製 造 工 業	金 屬 工 業	49.8	9.1	21.6	20.0	100.0	5.8
	機 械 器 具 工 業	52.4	8.2	18.3	21.2	〃	8.3
	化 學 工 業	49.5	8.7	31.9	9.9	〃	4.4
	窯 業 土 石 工 業	58.0	8.0	24.4	9.6	〃	7.8
	紡 織 工 業	46.0	5.9	30.4	17.7	〃	10.8
	製 材 木 工 業	63.4	7.0	22.8	6.8	〃	13.3
	食 料 品 工 業	46.7	7.4	31.3	14.6	〃	9.3
	印 刷 製 本 業	58.0	7.9	97.6	6.5	〃	7.2
	そ の 他 工 業	51.7	6.0	34.5	7.8	〃	7.2
修 理 業	36.2	7.4	82.4	14.1	〃	11.5	
平 均	52.0	7.0	24.0	16.2	〃	7.3	
工 業 以 外	土 木 建 築 業	59.1	7.8	24.7	8.4	〃	5.4
	商 業	52.2	8.7	24.9	14.2	〃	6.1
	金 融 業	43.5	7.2	32.3	17.0	〃	1.0
	運 輸 通 信 業	51.0	12.7	16.8	19.5	〃	12.1
	サ ー ビ ス 業	58.6	7.8	19.9	14.2	〃	6.4
平 均	55.8	8.7	22.2	13.3	〃	7.1	

(註) 本年は都労政課「最近における賃金體系について」第2回賃金體系實態調査報告(24.12現在)11頁所掲のもので、2866事業場中より標本抽出した847事業場の調査資料による

が戦前に比べてかなり低下したことを知る事が出来る。(例えば總平均で一四・八%、最高の比重を占める修理業でも二四・一%、戦前出来高給制が四二・四%を占め、總じて能率給の比重の高かつた機械工業でも二一・二%。従つて全般

的には明かに安定要素が八五%餘、機械工業においても殆ど八〇%を占め、しかも能率給といつてもその中に事實において安定せる部分を含んでゐるから、實質的には月々の収入の殆ど九〇%前後が安定し、戦前の場合と對比して明かに近代的賃金制度を實現したものと見ることが出来る。

しかしながら、ここでも注意すべきことは、右の能率給の比重を示す数字が平均数字であるということである。したがつて今近代的安定賃金と言へるためには月々の収入の少くとも七〇―八〇%以上が安定していることを必要とするから、能率給が一般にその約半分は事實において安定しているものとして、前掲の労政課「賃金體系」の他の表「製造工業業種別賃金構成比率集計表」から能率給が基準賃金額の四〇%以上を占める場合を求めると、全産業(三七事業場)では二十七で八・〇%強に當り、これを機械工業(七八工場)の場合で見れば十三で十六・七%弱に達している。かくて戦後における賃金制度近代化の一つである安定賃金化も、實質的には今なおかなり不安定な賃金制度をもつてゐる事業場一二割も残してゐるといふことが言えよう。これを要するに戦後における機械工業の賃金制度は、形式的には殆ど全てが近代化の形を整へるに至つており、また、實質的に見ても前期的な諸要素を残存している企業は僅か一〇%前後を残してゐるに過ぎず、少くとも全體としては近代化の道を辿つてゐることを明かにすることが出来た。しかしながらこのような近代化の發展が見られたのは、實はそれが他ならぬ首都東京においてであつたからだとすることに注目しなくてはならない。何故なれば、最近和歌山労働基準局で行つた特別調査によれば、縣下企業の八五%までが未だ會ての前期的な労働II搾取關係を示す賃金制度を保持していると報じられてゐるからである。

* * 「和歌山労働基準局の調査によると縣下企業の八五%が古い搾取的な賃金制度の上に立つており、極端な例では月収が月により一萬五千圓の時もあれば二千圓を切れるというひどい時もあり(造船)、生活が安定しないので日雇労働者か常雇工か、どちら

が本職なのか判らない(木工)というのも少くないという。多くの場合請負制度には職長の中間搾取はつきもので職長の中には経営者以上の収入を舉げてゐる者もある(G鐵工)といわれ、勞務者は収入の中から使用した機械、道具の損料から油代まで差引かれる(Y鐵工、造船)のが普通で、器具を破損すると何日もた働かしなければならず、また職長のきげんを損じると仕事ももらえないので職長は工場主以上の権力者として勞務者の上に君臨している例もあるという。〔日本經濟新聞二六、九、二一〕

(二) 労働時間における變化と特徴

(a) 戦前における労働時間 戦前の労働時間の状態については、前稿では紙數の關係上述べる事が出来なかつたが、今それを要約すれば次の特徴を示して置いた。^{*}すなわち、(1)所定労働時間について見れば、(イ)東京の全工業平均では昭和五年九時間五五分、同八年九時間五六分で大差なく、これを所定労働時間クラス別で見れば九十時間が支配的であつて、八時間以内は僅かに調査工場數中の二・五七%に過ぎず、逆に十時間を超えるもの二・二五%の多きに上つていたこと、(ロ)機械工業平均では昭和五年九時間三七分、同八年九時間四三分と準戦化を反映して若干の延長が見られているが、全工業平均より稍々短く、(精密を要求する中筋労働)、これをクラス別に見れば、八時間以内は同じく二・五七%に過ぎず、ただ、十時間を超えるものが九・七四%で全工業平均よりかなり少かつたこと。(2)所定休憩時間について見れば、(イ)全工業平均では昭和五年で五五分、同八年で五七分であるが、これを休憩時間クラス別で見れば、五〇分―一時間が四五・二四%で第一位であるが、三〇分以内のものが第二位で實に二四・四二%に上り、殆ど十時間労働にも拘らず休憩一時間以内のものが七八%に上つていたこと、(ロ)機械工業について見れば、昭和五年で四一分、同八年で四五分まで全工業平均より低く(十時間以上労働が少いためと思われる)、これを休憩時間クラス別に見れば、三〇分以内が四二・〇五%で第一位であり、五〇分―一時間のものが三八・四六%で第二位であつて、四〇分

以内が四九・七四%で殆ど半數を占めていたこと。(3)月所定休日について見れば、(イ)全工業平均では昭和五年で二・九日、同八年で二・六日となり、休日クラス別で見れば、二日が六八・八九%で支配的であつて、四日以上が二四・二四%でこれに次いでおり、一日又は無休のものさえ一・九八%存在していたこと、(ロ)機械工業では、昭和五年で三・一日、同八年で二・六日と準戦化を反映して若干短縮しており、これを休日クラス別に見れば、二日間が四二・九三%で第一位ではあるが、全平均よりは%が低く、四日以上が四〇・八七%で全工業平均よりは高率ではあるが、やはり第二位に過ぎないこと、という状態であつた。

これを要するに、戦前における舊工場法では労働時間に關して僅かに十六歳未満の年少者及び一般女子についてのみ、十一時間以上の労働と深夜業の禁止、一日六時間以上の労働に對し三十分、十時間以上に對して一時間の休憩時間の制度及び月二回以上の休日が規定されていたに過ぎず、一般成年男子に對しては法制的には何等の労働時間制限の規定もなく、ただ臨戦時の昭和十四年工場就業時間制限令によつて漸く一般男子に對しても十二時間労働制と、休憩、休日についての工場法適用とが規定されたに止まり、これを歴史的に見れば實に十九世紀中期の工場法初期の段階にとどまつており、資本前期的な過長労働制を法制的に維持していたのであつた。これが戦後如何に改革され、事實において如何なる状態と特徴とを示すに至つたであらうか。

* 戦前についての資料は「東京市労働統計實地調査」によつたが、個々の統計の表示は煩を避けて省略する。

(b) 戦後における労働時間 昭和二十四年九月における労働時間の状態を、東京労働基準局「労働者給与調査月報」をもととして算出すれば、(1)所定労働時間については、(イ)全工業平均では七時間四六分で、戦前に比べ正に二時間十分の短縮となつており、これを時間區分別に見れば七時間三一分―八時間が四五・八%で第一位を占め、六時間三一分

分―七時間が三六・九%でこれに次ぎ、近代的水準である八時間を超えるものは僅に一・九%強に過ぎないこと、(b)機械工業では平均七時間二七分で戦前と同様に全工業平均より稍々短く、これを時間區分別に見れば、六時間三十分―七時間が四〇・九%で第一位を占め、七時三十分―八時間が三八・六%でこれに次ぎ、八時間以上は〇・九%強に過ぎず、戦前に比べて二時間十六分の短縮となつており、同じく近代的水準を示していること。(2)所定休憩時間について見るに、(a)全工業平均では四六分―一時間が七五・三%で支配的であり、勞基法規定以上の一時間一分以上のもの(勞基法では八時間を越えるものには一時間以上となつてゐる)が九・三%に及んでゐるが、しかし勞基法に違反する四五分以下のものが十五・三%で第二位を占めてゐること、(b)機械工業平均では、七時間三十分―八時間が同じく支配的で七三・六%、勞基法以上の一時間一分以上が一・八%に對し、勞基法に違反する四五分以下が二四・五%で同じく第二位を占めてゐること。(3)休日については、(a)全工業平均では五日(但し九月は五日の日曜祭があつた)で明かに近代的水準に達しているが、しかしこれを日數區分別に見れば五日以内のものが(日曜又は祭日出勤のもの)八九・〇%を示していること、(b)機械工業でも九月に五日間の休日があつたが、内五日以上出勤のもの八八・六%を示し全工業平均とほぼ同一の状態にあること、などである。

これを要するに、戦後では二十三年四月以來勞働基準法が實施され、週四十八時間制、六時間以上に四十五分、八時間以上に一時間の休憩制が設けられ、週一回の休日制が制定せられるに至り、ここに舊來の前期的過長勞働制は少くとも法制的には一掃され、一應最低限度には近代的水準の勞働時間制が打ち立てられたことは周知のところである。しかしながら、問題はその實施状態であるが、これは既掲(表二十一)のように勞基法の實質的違反件數中勞働時間違反は健康診斷違反に次いで多く、二五年十一月の事例では實に監督事業場數の二六・二%にさえ及んでおり、

(所定勞働時間では八時間以上のものは一・九%餘に過ぎないことと對比せよ)また休日違反も監督事業場數に對し十六・五%に及んでゐることは、この制度の實質的脆弱性を示すものと言ねばなるまい。すなわち、第一に實働勞働時間の延長傾向、第二に勞基法違反が二四年に比べて朝鮮動亂以後である二五年十一月の場合にはるかに増大したこと、第三に、戦後勞働時間が勞基法施行前に早くも急短縮した事實(もちろんそれは勞働組合の要求があつたとは言へ)は、むしろ勞働時間が稼働率と最も密接な關係にあつたことを實證するものであつて、必ずしも民主的改革の力とのみ斷じ難いことの諸點を注意する必要がある。さればこそ、二十四年秋の勞基法改訂は勞働時間延長手續の簡易化が中心であり、今また、政令改廢に伴う勞働法改訂の重要な一つが、この問題であることは、八時間勞働制そのものの實質的未確立、その近代的水準化の後退の可能性を意味してはいないだろうか。

四 結 び

我々は以上で、戦前における工業勞働の半封建的性格が、戦後において如何に變化したかを明かにするため一つの資料として、主として東京地方の機械工業における勞働諸事情を、それを規定し且つ構成する三つの要素―東京地方機械工業、勞働力、勞働條件について、夫々の主要なモメントの稍々詳細な分析を行つたのであるが、その結果をこれらについて一先ず戦前との變化とその特徴を析出することが出來た。しかしながら、戦後の工業勞働の性格を決定し、或は判定するための要因は現在では著しく複雑であつて、例えば工業勞働力の一つの供給源である農村及び都市没落小商工業者の性格、戦後における資本の性格及び特に政治權力の複雑な國際的性格など、およそ全機構的に考察されねばならない。従つて既に斷つたように、本稿は工業勞働の性格を判定するための最も主要な要因の一つと考へ

られる労働事情の分析に限定したのであるから、ここでは右の諸分析の結果を總括的に要約して一應の結びとしたい。

(a) 戦後東京機械工業労働力の特徴について 戦後の機械工業労働力構成の特徴は、(i)戦前において僅少ではあつたが、直接に前期的な労働関係をそのまま具象して存在していた無教育児童労働力群は、勞基法をてことして殆ど完全に一掃されたこと、(ii)農村及び都市没落小市民とつながり一時的非專業的單純労働力として、謂ゆる「出稼型」を具象していた未婚の女子労働力群(第二労働力群)は、依然女子労働の中心ではあるが、全體としての比重は約十三%で戦前より若干の減少を示し、(戦前十五%)またこの層自身について見ても戦前に比べて教育程度が上昇し、高小卒以上が主軸となり、しかも最も注目すべきことは、この層の減少は女子労働力全體の減少ではなくて、むしろ女子が若干増加したにも拘らず、その増加部分は主としてこの層の一部が成長して準專業労働力化したことのためであり、今一つ注目すべきことはこれらの層の出身が、戦前に比べて農村との結び付きを遙かに多く立ち切つてゐることである。かくて戦前の「出稼型」を具象していた第二労働力群は、既に一部分解を始めむしる定着的專業労働力に近代化への傾斜を示し始めたと思はれること、(ii)戦前の第三労働力群であつた十六歳—二十五、六歳の男子労働力は、當時一方に「出稼型」を具象すると共に、他方において將來の定着專業労働力化することを目的とした層であつたが、戦後においては後者の傾向が一層明確になりつつあり(出身層及び前職の變化)特にこの層は教育において高小卒以上のものが主體をなしその上層は中卒以上が増大し、戦後の新しい社會意識の最も中心的な吸収層となつてゐるが、しかもこの上層は男子労働力の四六・二%を占めて新しい重點となつてゐること、などが擧げられる。

かくて労働力の客觀的能力から言えば、戦前においてさえ既に第三労働力群上層と第四労働力群の大部分には、労働者の團結を組織すべき基礎がある程度備つていたにも拘らず、當時の半封建的專制權力によつてそれが抑止されて

いたのであつたが、今や戦後はこれらの抑壓が一應排除され、しかも労働組織の客觀的能力を缺ぐ第一労働力群は混入せずまたその能力の乏しい第二労働力群の比重は低下しただけでなく、その能力の若干の向上が生じ、(教育の上昇、準專業化傾向の増大)なおまた第三労働力群も定着專業化の傾向を強めるだけでなく、社會意識向上の基礎が上昇してゐるのであるから、戦後インフレの生活脅威を拍車として勞組の飛躍的な量的發展となつて現れたのも當然であつた。

しかしながら他面において、我々の分析が示したように、東京地方の機械工業は、その生産形態において未だ個別の機械生産形態が支配的であり、より新しい形態は戦時戦後において若干の發展が見られつつも未だ極めて少數に過ぎず、従つて労働の社會化と有機化は左程の發展は見られないのであるから、右のような労働者の組織化は未だ産業別組織に發展する客觀性に乏しいと言わねばならない。ただこれを國際的な労働組合組織の發展段階から見れば、既にそれは産業別組織の段階が支配的であるから、戦後にはこの組織方針が我國にも一般化し、ここに意識的にかかる組織形態がとられた場合が多く、その結果として組織形態の形式的特徴を生んだのであるが、しかしこの組織形態とその客觀的實體との矛盾が、さき指摘した組織の活動、鬭争形態、などの低調さとなつて現われ、事實において労働組織を「經營內的」な「労働者委員會」的性格に偏向せしめたものと思われ。とは言え、一方に國際的經驗の攝取も可能にする社會的判斷力の發展と、他方に若干ながら發展しつつある生産形態の發展に労働の社會化と有機化との發展は、例えば機械工業では全自動車勞連の如き、ある程度實質を備えた全國單産の組織を可能ならしめ、新しい發展への展望を與へてゐるものと言えよう。

(b) 戦後労働条件の特徴について 労働力の性質と勞資の力關係との集約的表現であり、したがつてまた、労働關係の性質の集中的な表現である労働条件について見るに、右の分析の結果を綜合して次の特徴に要約出來よう。すなわ

ち、(1)賃金においても労働時間においても、少くとも制度については労働基準法を楨杆として戦前の前期的特徴を殆ど解體し、或は解體の過程においたこと、(2)しかしながらこのような解體が、外から要請されたものであり、労働階級自身これを推進する實力を欠いてゐる限り、制度は外形的な形骸化される客觀的可能性を未だに抱懷してあり、例へば設備稼働率の増進に伴つて八時間労働の實質的な延長が不斷に行われようとし、亦事實行われつつあり、また現に地方では前期的制度そのものまで根強く且つ廣汎に残存してゐること(和歌山労働基局調査)、(3)そして最も重要な特徴としては、今世紀における賃金制度の最も重要な一環である最低賃金制が、労働條件の近代化を法制化した労働基準法においてさえ、單に描かれた餅として具體化されず(現在進行中の最低賃金制の戯畫性)、且また實質賃金水準はむしろ戦前よりも低下したまま停滞し、労働者の最低生活を保證することを一つの基本機能としてゐる近代賃金が、實質的に實現され得ないということ、——このことは最早前期的賃金制度の諸形態を「近代化」したり、労働組合を法認して半封建的勞資關係を形態的に「近代化」したりすることによつては、既に解決し難い壁につき當つてゐることを如實に示すものであつて、殊に我國工業自身が、國際的規模での中小工業化した現在では(そしてそれは機械工業の場合特に明確であるが)、假りに労働者の力が増大しても經濟的關係としては労働者の生活向上は殆ど實現の餘地がなく、今や労働諸制度の「近代化」は空しく形骸化され、それに血肉を通わせようとすれば、資本との決定的な對決と、そして國際的制約への對決が課題とならざるを得ないということ、——かくて我々の實證的分析の結果は、戦後の工業労働の諸事情がこのような諸特徴をもつて立ち現れてゐることを浮彫りにしたのである。

(本稿は二十四年度慶應義塾學事振興資金による藤林、伊東、森、黒川の共同研究「東京地方における戦後工業労働事情の實證的研究」の終了報告である。)

戦時共産主義時代の工業組織

加藤 寛

一 緒 論

戦時共産主義時代を論ずるには、^(註1)バイコフも指摘してゐる通り、^(註2)農業と工業との構造から出發すべきかもしれないが、敢てこの小論では工業組織の中、特に、國有化に重點をおいてみたい。それは、この時代に起つた内亂に對處する生産組織が、工業に於て最も明瞭に共産主義のイデオロギーと結びついて表現されたからに他ならない。

この時代の評價として、レーニンは次のように述べてゐる。^(註3)「一部は軍事的諸課題と、そして共和國がその當時(一九一八年半)おかれていた——見そう見えた如く——ところの、かの絶望的な状態とに動かされ、これらの諸事情及び恐らくはその他の若干の事情に左右されて……我々は直ちに共産主義的生産と分配に移り行くことを企てようとして決意するの誤謬を犯したのである。我々は徵發の方法によれば農民達が穀物の必要な量を我々に提供してくれるであろうし、そうすれば我國に共産主義的生産と分配が實現するであろうという結論に達したのであつた。私は、我々自身かような計畫をかように決定し明確に作成してゐたと主張することはできない。がしかし、大約このような意味において我々は活動してゐたのである。それは傷ましき事實なのである。私は敢ていう。——傷ましいと。何故というに